

広島県告示第九百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年九月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中迫川北線	庄原市西城町栗字細萱四八九番一地从から庄原市川西町字大迫二〇番五地先まで	平成十九年九月一日